

不動産取引で
先払いするお金、
一般保証制度が守ります！



一般保証制度の ご案内

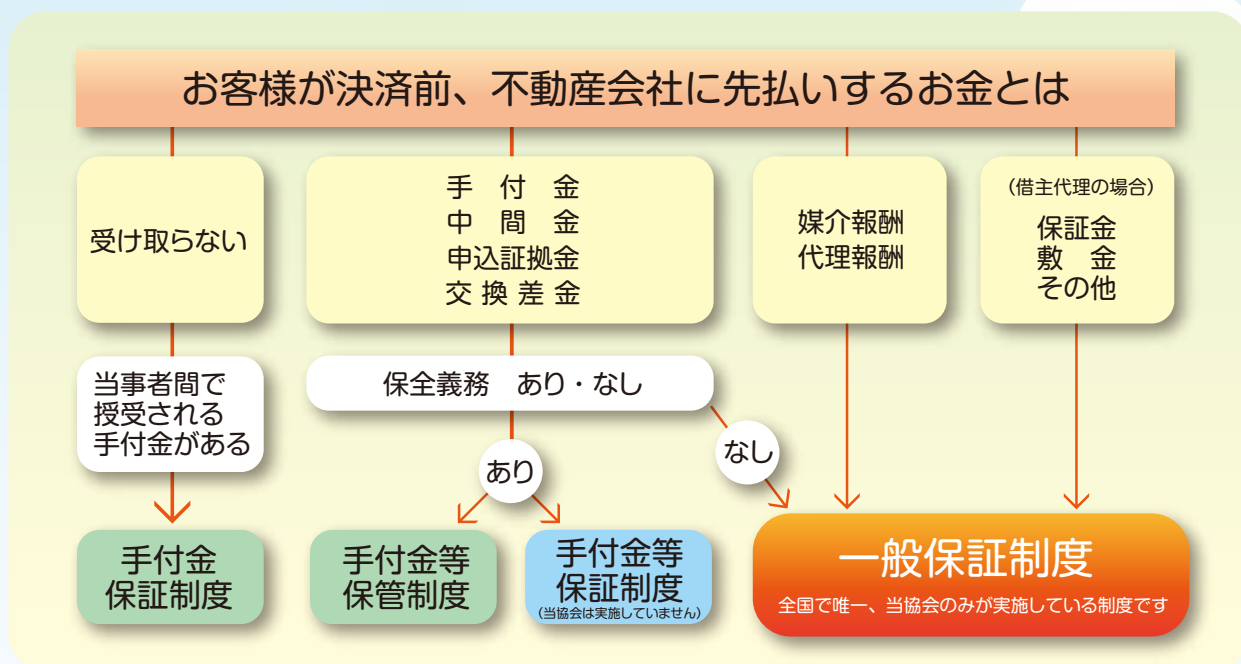
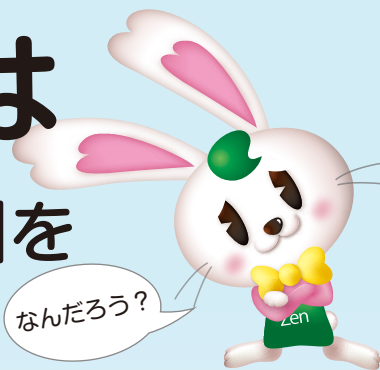


公益社団法人 不動産保証協会

一般保証制度とは

お客様の安全な宅地建物取引を守る制度です。

不動産取引で先払いするお金を一般保証制度が守ります。



- たくさんカバーできるのが一般保証です。
しかも、これまで保全されなかった部分のお金を無料で保全できます。



なるほど！
お客様に安心を
提供できるんですね！

ホームページで更に詳しくご説明してます

<http://www.fudousanhosho.or.jp>

全国で唯一、当協会のみが実施している制度です

不動産取引で先払いするお金を、保証協会が守ります。

たとえば・・・

宅建業者(売主会員)に支払う申込金・手付金・中間金

媒介業者・代理業者に支払う報酬

交換の差金

を保証します。

そして
一般保証制度の **3** つのメリットは

当協会会員との
取引なら誰でも
無料で
保証します!

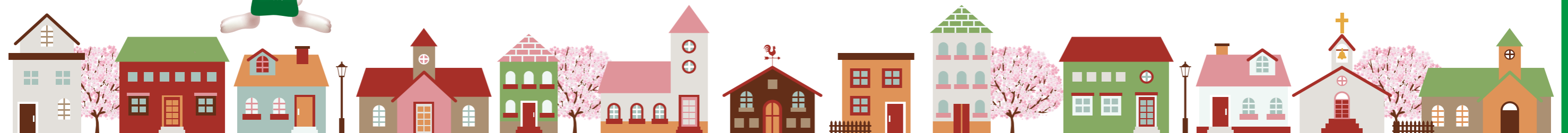
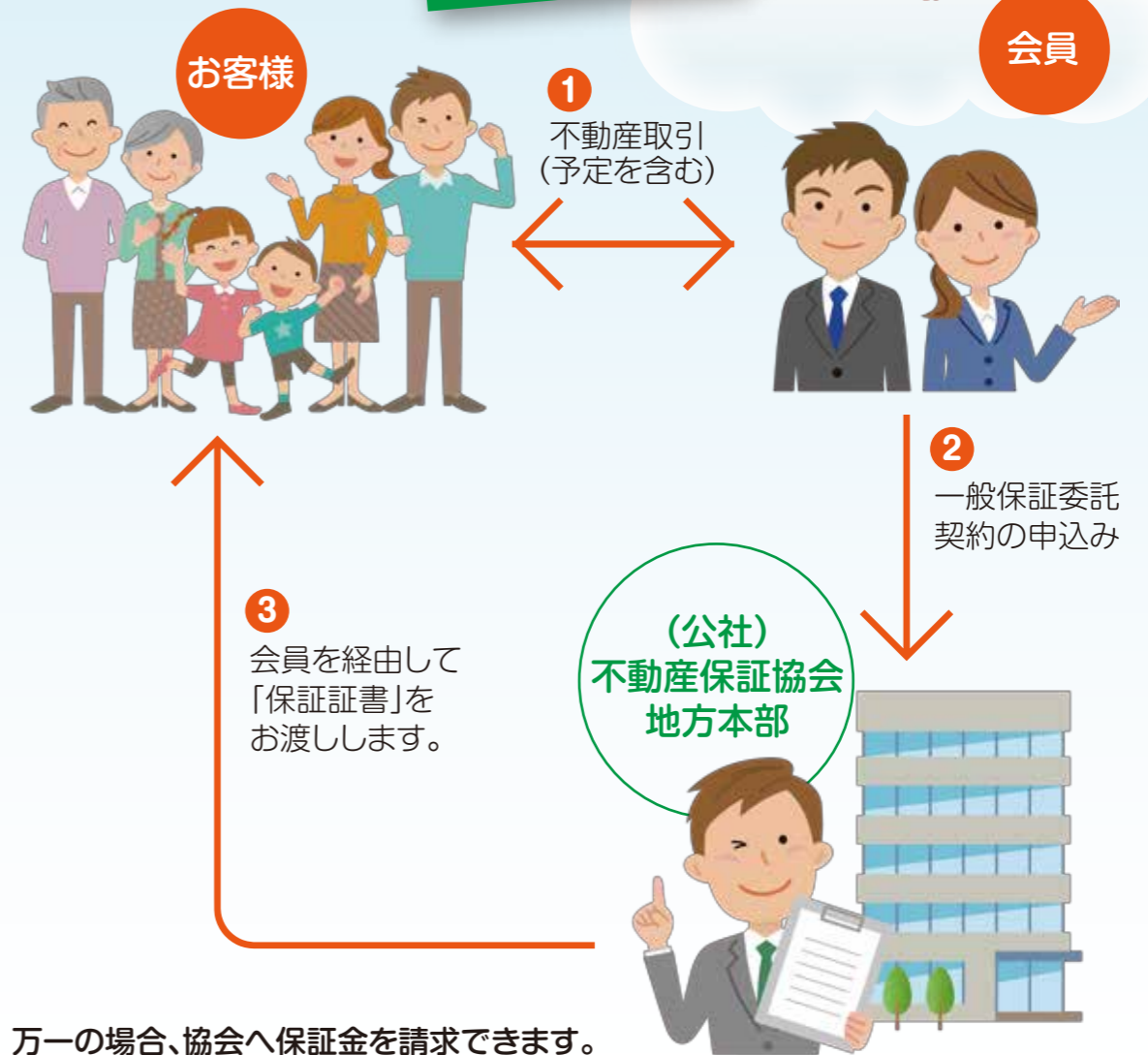
※宅建業者間の
取引は除く

契約前であっても
契約後であっても
いつでも
保証します!

先払いの手付金など
最大で
1,000万円
まで保証します!



ご利用の流れ とってもカンタン!



一般保証制度をさらに詳しく

不動産の取引が完了する前にお客様が宅建業者に支払う金銭を、(公社)不動産保証協会が保証する制度です。宅建業者に保全義務のない金銭が保証されるため、より安心な不動産取引を実現でき、お客様からの信頼も高まります。

Q どの宅建業者でも利用できるの？

A 当協会所属会員だけが利用できます。他では実施していない、当協会独自の宅地建物取引業法に基づいた制度です。

Q いくらまで保全してもらえるの？

A 保証証書に記載された額が上限となります。保証枠は1会員につき1,000万円までです。利用するには会員からの申込みが必要です。

Q 手付金なら何でも保全されるの？

A 会員が自ら売主となる場合は、保全義務のない手付金について、一般保証制度をご利用いただけます。保全義務のある手付金の保全には、「手付金等保管制度」をご利用いただけます。

Q 手付金のほかには、何を保全してくれるの？

A 売主業者に支払う申込証拠金、中間金、交換差金など、契約時に媒介や代理の業者に支払う報酬(半金)など、取引が完了するまでに会員が受け取る金銭も保証の対象になります。

Q 利用するにはお金がかかるの？

A 無料でご利用いただけます。

Q これから取引の予定だけどいつから申し込めるの？

A 一定の取引内容が決まっていれば契約前でも申し込めます。一般保証制度を利用出来るか、早めにご確認ください。

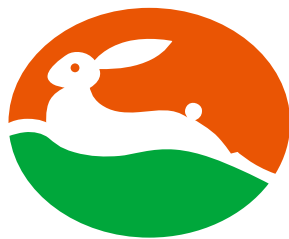
Q 申込みはどうやるの？

A とても簡単です。まずはお取り引きされる不動産会社(会員)にご相談ください。会員からの一般保証委託契約の申込みにより「保証証書」が発行されます。(審査があります。)取引が完了するまでお客様が大切に保管してください。

一般保証制度と弁済制度との違い

お客様が不動産会社に先払いするお金を守る制度には、「一般保証制度」以外にも「弁済制度」があります。しかし、「弁済制度」では、取引事故による損害の補填を予め保全できませんが、「一般保証制度」を利用すれば、予め保全できます。





お問い合わせ

公益社団法人 不動産保証協会
(地方本部)

(総本部)

住所 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-30 全日会館

電話 03-3263-7055 FAX 03-3239-2159

http://www.fudousanhosho.or.jp/tetsukekin/ippan_hosho.php

